保護者の皆様へ

Ｎｏ．１４

平成27年4月4日

学校法人川合学園

きそがわ幼稚園

病気の完治証明ついて

 幼稚園では、学校健康法に基づきインフルエンザ等の感染症に罹患した場合、集団感染を 防ぐとともに、健康の回復を図るため、それらの感染症に罹患した園児を出席停止として おります。

 罹患した園児が登園再開する際は下記の通りの基準にて「完治証明」又は「登園届」を ご記入いただきご提出下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| 別紙①の感染症に罹患した場合 | 登園再開には医師が記入した完治証明が必要 |
| 別紙②の感染症に罹患した場合 | 登園再開には必ず医師の指導のもと登園の目安を参考にし、保護者の方が登園届にご記入いただければ結構です |

 なお、こちらに記載してある感染症は全て出席停止（欠席扱いにはなりません）の病気となりますので、罹患した場合は〈完治証明〉または〈登園届け〉をご提出ください。

 他の園児にうつしてしまうなどの集団感染を防ぐ為にも必ずお休みいただき、体調の回復を図ってください。

 インフルエンザに関しては、裏面の出席停止期間早見表をご確認下さい。

1. **完治証明（医師が記入したもの）が必要な感染症**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
| 麻しん（はしか） | 発症１日前から発しん出現後の４日後まで | 解熱後３日を経過してから |
| インフルエンザ | 症状がある期間（発症前２４時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い） | 発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過するまで |
| 風しん | 発しん出現の前7日から後7日間くらい | 発しんが消失してから |
| 水痘（水ぼうそう） | 発しん出現1～2日前から痂皮形成まで | すべての発しんが痂皮化してから |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで |
| 結 核 |  | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 発熱、充血等症状が出現した数日間 | 主な症状が消え2日経過してから |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等症状が出現した数日間 | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するま |
| 腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ157、Ｏ26，Ｏ111等） |  | 症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |
| 急性出血性結膜炎 | ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 |  | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |

**このページの感染症に罹患した場合は、医師が記入した完治証明が必要となります**

1. **登園届け（医師の指導のもと保護者が記入する）が必要な感染症**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間 | 抗菌薬内服用後24～48時間経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水疱、潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑（りんご病） | 発しん出現前の1週間 | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等） | 症状のある間と、症状消失後1週間 | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要） | 発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| ＲＳウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 帯状疱疹 | 水疱を形成している間 | すべての発しんが痂皮化してから |
| 突発性発しん |  | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |

**このページの感染症に罹患した場合は、医師の指導のもと保護者が登園届けをご記入ください**